令和６年１２月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和６年１２月２５日

令和６年１２月総会議事録

開　会　期　日	令和６年１２月２５日（水）
開　催　場　所	鳩山町役場３０５・３０６会議室
開議及び宣言者 閉議及び宣言者	午後２時０８分　会長（議長）金子茂雄 午後２時２６分　会長（議長）金子茂雄
議　　長	会長　金子茂雄

農　業　委　員　応　招　状　況

1	―	欠員	6	根岸郁子	出席
2	石井利幸	出席	7	金井幸雄	出席
3	小鷹隆石	出席	8	戸口英子	出席
4	小林三千雄	出席	9	中原哲彦	出席
5	飯島千春	出席	10	金子茂雄	出席

農地利用最適化推進委員出席状況

1	畑　誠	出席	4	宮﨑広幸	出席
2	保積幸明	出席	5	吉岡只正	出席
3	小久保光男	出席	6	田島健一	出席

議　　題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件
傍聴者数	なし

参　　与

●事務局出席者

・吉澤祐一　事務局長

・千装隆宏　書記

・馬場紫野　担当

〔開会の宣言〕午後２時０８分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は９名、農地利用最適化推進委員は６名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和６年 12 月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

〔議事日程の報告〕

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

〔議事録署名委員の指名〕

◎金子会長

日程第１、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、９番・中原哲彦委員、２番・石井利幸委員を指名いたします。

お願いいたします。

〔会期の決定〕

◎金子会長

日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日１日限りとしたいと思います。ご異議はございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

〔諸般の報告〕

◎金子会長

日程第３、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

12 月４日に常設審議委員会が開催されましたので、理事としてＷＥＢにより出席いたしました。

また、12 月 11 日には、皆さんも出席されましたが、鳩山町農業委員会視察研修会として、茨城県の農研機構つくばの施設見学等を行いました。

そのほか、12 月 22 日には、熊井地区と奥田・須江・竹本地区、翌 23 日には、赤沼・今宿地区の地域計画に関する第２回説明会に出席しました。

以上、報告とさせていただきます。

◎金子会長

ここで、議案第１号及び第２号の説明を委員として行いたいので、会長職務代理の小鷹委員と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩〔午後２時１１分〕

再開〔午後２時１２分〕

◎小鷹職務代理

再開します。

金子会長に代わりまして、議案第２号の終了まで、私が議事進行を務めさせていただきます。

〔日程第４、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による

許可申請の可否について〕

◎小鷹職務代理

日程第４、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号１を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否について。
令和６年12月２日受付。
資料番号１、大字大豆戸[redacted]、地目、畑、面積、243㎡。譲受人[redacted]。耕作地、2.4a、労働力、2。譲渡人[redacted]。
転用目的：所有権移転。
面積合計、畑、243㎡。

◎小鷹職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。
では、議案第１号、資料番号１の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について説明いたします。
譲受人は、現在、農地の所有及び借入はなく農家ではございませんが、本申請により新規就農することとなります。
譲渡人は、昨年６月の定例総会で農地法第３条の許可を受け、本申請地を取得しました。
その後、農地の利用が難しくなったことから、当該農地の隣りにお住いの譲受人へ所有権を移転する話がまとまり、今回の申請に至りました。
以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮崎委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎宮﨑委員

小用・大豆戸地区担当の宮﨑です。

では、議案第１号、資料番号１の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、金子農業委員から説明があったとおりでございます。

申請地は、現在、管理地となっている状況でございますが、譲受人の自宅の南側に隣接した小規模な農地であり、今回の所有権移転により、今後、当該農地の有効活用が期待されると思われます。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第１号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金子農業委員から、また宮﨑推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、先ほどご確認いただきましたとおりでございます。

譲渡人は昨年、本申請地を取得し、自身の所有する宅地を進入路として農地を利用しておりましたが、本申請の譲受人が、令和６年６月に譲渡人の所有する宅地へ転入したことで、譲渡人は当該農地への進入路を確保することができなくなり、農地の利用が困難となりました。

その後、譲受人へ所有権を移転する話がまとまり、今回の申請に至りました。

本申請は新規取得の申請でございますが、農地法の改正により、農家で無い方でも適切な利用計画が確認できれば、農地の取得が可能となっております。

譲受人は、自宅に隣接する農地を取得することで、自家消費の家庭菜園として農地を有効活用し、生活の安定を図る計画となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎石井委員

はい。

◎小鷹職務代理

石井委員。

◎石井委員

譲受人は農業用機械の所有がありませんが、どうする計画なのでしょうか。

◎小鷹職務代理

事務局お願いします。

◎書記

農業用機械に関しては、小規模面積での耕作のため、すぐには機械を購入せずに、今後の状況に応じて用意すると確認しております。

◎小鷹職務代理

そのほかございますか。

〔なしの声あり〕

◎小鷹職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号１の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎小鷹職務代理

挙手全員です。よって、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号１は許可することに決定いたしました。

〔日程第５、議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否について〕

◎小鷹職務代理

日程第５、議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての

資料番号２を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否について。
令和６年12月10日受付。
資料番号2、大字小用[redacted]、地目、畑、面積、753㎡。譲受人[redacted]。耕作地、16a、労働力、1。譲渡人[redacted]。
転用目的：所有権移転。
面積合計、畑、753㎡。

◎小鷹職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。
では、議案第２号、資料番号２の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について説明いたします。
譲受人は、851㎡の所有地があり、全ての土地が良好に管理・耕作されております。
譲渡人は、高齢のため耕作が困難になり、家族に相談したところ、親戚である譲受人へ所有権を移転する話がまとまり、今回の申請に至りました。
以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮﨑委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎宮﨑委員

小用・大豆戸地区担当の宮﨑です。
では、議案第２号、資料番号２の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。
申請内容については、金子農業委員から説明があったとおりでございます。
申請地は、休耕地となっている状況でございますが、今回の所有権移転によりまして、今後、当該農地の有効活用が期待されると思われます。
以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第２号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金子農業委員から、また宮﨑推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、先ほどご確認いただきましたとおりでございます。

譲受人は、田・畑に露地野菜の作付けを行っており、農地取得後も露地野菜の作付け予定となっております。

自宅に隣接する申請地を取得し規模を拡大することで、農業経営の安定と農業所得の向上を図る計画となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎小鷹職務代理

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

〔なしの声あり〕

◎小鷹職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号２の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎小鷹職務代理

挙手全員です。よって、議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号２は許可することに決定いたしました。

◎小鷹職務代理

議案第２号の審議が終了しました。ここで金子会長と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩〔午後２時２５分〕

再開〔午後２時２６分〕

◎金子会長

再開します。

〔閉会の宣告〕午後２時２６分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。
よって、今定例総会は閉会することに決定されました。
お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに署名・捺印する。

令和７年２月25日

会長　金子茂雄

職務代理　小鷹隆廸

委員　中家哲彦

委員　石井利幸